

## 盛岡市学習支援事業に係る個人情報管理・取扱規程

盛岡市学習支援事業の実施機関（以下「実施機関」と言う。）では、当機関における個人情報保護に関する取組方針および個人情報の取扱いに関する考え方として、盛岡市学習支援事業に係る個人情報管理・取扱規程を制定します。

### 【定義】

この規程において「実施機関」とは、事業の実施主体である盛岡市保健福祉部生活福祉第一課と事業受託者のことを示します。また、「事業参加者」とは、盛岡市学習支援事業参加申込書に記載された学習会に参加する生徒及びその保護者のことを示します。

### 【取組方針】

実施機関は、個人情報の適切な保護と利用を重要な社会的責任と認識し、学習支援業務等、実施機関が業務を行うにあたっては、盛岡市個人情報保護条例をはじめとする関係法令等に加えて、本規程を遵守し、事業参加者の個人情報の適切な保護と利用に努めます。

### 【個人情報の取得方法】

事業参加者の個人情報を業務上必要な範囲において、適正かつ適法な手段により取得します。

### 【利用目的】

事業参加者の個人情報を、実施機関の業務遂行ならびに利用目的の達成に必要な範囲において取り扱うこととし、その範囲を超えて他の目的に利用することはありません。

#### ◎実施機関の業務内容

- ◆ 学習支援業務
- ◆ 進路及び学習に関する相談支援業務

#### ◎利用目的

- ◆ 参加資格確認のため、就学援助の受給状況等や盛岡市くらしの相談支援室への相談状況について、所管する機関に対し照会するため
- ◆ 学習支援業務、進路及び学習に関する相談支援業務を円滑に行うため
- ◆ 支援提供、関係機関・者との連絡・調整等、学習支援及び相談支援に資するため

### 【個人情報の内容】

実施機関では、以下の情報を個人情報として取り扱います。

- ◆ 氏名、性別、年齢、住所、電話番号、家族関係等個人の属性に関わる基本的情報
- ◆ 健康状態、疾病、障害、介護等健康に関する情報
- ◆ 就労・通学・通所状況に関する情報
- ◆ 収入、資産、債務等経済的状況
- ◆ 福祉制度利用状況
- ◆ その他、生活歴や過去の経験、抱えている課題等、学習支援及び相談支援業務において知り得た情報

## 【第三者への提供の制限】

事業参加者（又は代理人）の同意をいただいている場合や法令等に基づく場合等を除き、原則として事業参加者の個人情報を第三者に対して提供いたしません。ただし、利用目的の達成に必要な範囲内において、関係機関・者等との間で共同利用する場合には、原則として事業参加者（又は代理人）の同意を得た上で、事業参加者の個人情報を関係機関・者等（別表で例示した機関）に対して提供することがあります。

また、例外として、盛岡市個人情報保護条例第6条第1項に従って、同意を得ずに関係機関・者等に対して情報提供する場合があります。

### ◎同意の上で第三者に提供する場合

- ◆ 他機関・者との間で、支援の実施に関する調整を行う場合
- ◆ 他機関・者が実施する支援を受けるため
- ◆ 各種福祉制度申込時に、実施機関から自治体へ事前に本人が特定される形で相談する場合
- ◆ 病気・怪我等の際に医療機関につなぐ場合

### ◎同意を得ずに第三者に提供する場合（盛岡市個人情報保護条例第6条第1項の定めによる）

- ◆ 法令等の規定に基づくとき
- ◆ 出版、報道等により公にされている場合において、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- ◆ 個人の生命、身体又は財産を保護するため、緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- ◆ 実施機関の内部で利用し、又は他の実施機関に提供する場合であって、事務の執行上やむを得ず、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。
- ◆ 国等に対して当該国等の所掌事務の遂行に不可欠な個人情報を提供する場合であって、当該個人情報を提供することにやむを得ない理由があり、かつ、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。

## 【保存期間】

事業参加者の情報の保存は、参加申込日から開始します。保存期間は、参加終了日の属する年度から5年間とします。その後は、適切な方法（溶解処理等）により廃棄します。

## 【安全管理措置】

事業参加者の個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めるとともに、漏えい等を防止するため、合理的な安全管理措置を実施します。

## 【継続的改善】

情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて本規程を適宜見直し、事業参加者の個人情報の取扱いについて、継続的に改善に努めてまいります。

以上

【別表】関係機関・関係者等の例示

名称	
盛岡市子ども青少年課	
盛岡市学校教育課	
盛岡市学務教職員課	
盛岡市市民税課	
盛岡市生活福祉第一課・第二課	
盛岡市くらしの相談支援室	
盛岡市障がい福祉課	
盛岡市保健所	
市内中学校	
スクールソーシャルワーカー	
スクールカウンセラー	
岩手県社会福祉協議会	
盛岡市社会福祉協議会	
民生委員・児童委員	
岩手県福祉総合相談センター	
もりおか女性センター	など